

輪島市監査公表第 43 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、  
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年11月25日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

平成26年11月14日（金） 福祉課

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○生活に困窮する方に対し、生活費の支給・医療費等の無償化などの必要措置を行って最低限度の生活を保障し、自立を援助する生活保護制度については、近年、不正受給や不適切な受給が行われていると云った報道が見受けられる。本市においては、厳格な審査の下、適正な制度の執行をお願いする。また、生活保護の受給者には、勤労意欲を失っている方や社会から孤立している人もいと予想される。経済的自立支援に加え、精神的な自立支援体制も必要となって来ると思われる。今後も、各関係機関との連携を図り、積極的に、これらの関係する各事業を実施し、少しでも、各ニーズに応じた成果が得られることを望む。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する

#### (指摘事項)

##### ① 保育料等の滞納について

児童手当等からの徴収納付に努めているが、依然として滞納が発生している。滞納者の状況を十分調査し、法的対応と云った強い姿勢で、滞納額削減に取り組まれない。